

市報第14号

令和5年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和6年9月10日

横浜市長 山中竹春

令和5年度横浜市

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
6 こども青少年費	2 子育て支援費	保育所等整備事業	円 60,493,000	円 -	円 60,493,000	円 -
8 環境創造費	3 環境保全費	エネルギーマネジメント事業	7,000,000	-	7,000,000	-
8 環境創造費	6 環境整備費	公園整備事業	3,043,734,611	1,135,785,760	1,907,948,851	-
9 資源循環費	2 適正処理費	工場補修事業	12,100,000	4,840,000	7,260,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	旧上瀬谷通信施設地区周辺道路整備事業	43,139,896	34,511,896	8,628,000	-
12 道路費	1 道路維持管理費	道路修繕事業	145,447,500	115,078,000	30,369,500	-
12 道路費	2 道路整備費	道路特別整備事業	8,000,000	3,560,000	4,440,000	-
12 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	2,385,818,337	950,269,974	1,435,548,363	-
12 道路費	3 河川費	河川整備事業	314,101,000	65,336,000	248,765,000	-
13 港湾費	2 港湾整備費	カーボンニュートラルポート形成事業	20,000,000	-	20,000,000	-
15 教育費	8 教育施設整備費	小中学校整備事業	165,956,000	150,788,000	15,168,000	-
15 教育費	8 教育施設整備費	エレベーター設置事業	362,414,500	143,172,200	219,242,300	-
17 諸支出金	1 特別会計繰出金	市街地開発事業費 会計繰出金	19,570,763	-	19,570,763	-
合 計			6,587,775,607	2,603,341,830	3,984,433,777	-

## 事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 60,493,000	円 1,000,000	円 50,285,000	円 -	円 3,000,000	円 -	円 6,208,000	資材調達等に日時を要し 工事が遅延したため
7,000,000	-	7,000,000	-	-	-	-	関係者との調整に日時 を要したため
1,907,948,851	701,579,000	1,202,505,300	-	-	-	3,864,551	支障物の発生等により 工事が遅延したため
7,260,000	7,000,000	-	-	-	-	260,000	機材調達に日時を要し 工事が遅延したため
8,628,000	3,882,600	4,745,400	-	-	-	-	関係者との調整に日時 を要したため
30,369,500	-	-	-	-	-	30,369,500	工法変更に伴い工事が 遅延したため
4,440,000	440,000	4,000,000	-	-	-	-	支障物の撤去に日時を 要したため
1,435,548,363	123,348,277	1,312,200,086	-	-	-	-	関係者との調整等に日 時を要したため
248,765,000	82,921,664	82,921,668	82,921,668	-	-	-	支障物の撤去等に日 時を要したため
20,000,000	10,000,000	10,000,000	-	-	-	-	工法変更に伴い工事が 遅延したため
15,168,000	-	-	-	15,000,000	-	168,000	工法変更に伴い工事が 遅延したため
219,242,300	202,000,000	15,580,000	-	-	-	1,662,300	先行工事等の遅れに伴 い工事が遅延したため
19,570,763	19,570,763	-	-	-	-	-	関係者との調整に日 時を要したため
3,984,433,777	1,151,742,304	2,689,237,454	82,921,668	18,000,000	-	42,532,351	

中央卸売市場費会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
1 中央卸売市場費	1 運営費	施設修繕事業	円 11,176,000	円 -	円 11,176,000	円 -
合 計			11,176,000	-	11,176,000	-

翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 11,176,000	円 11,176,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	資材調達に日時を要し 工事が遅延したため
11,176,000	11,176,000	-	-	-	-	-	

市街地開発事業費会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
1 市街地開発事業 費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境下 草柳線等沿道地区第 1期地区土地区画整 理事業	円 663,693,572	円 311,779,000	円 351,914,572	円 -
合 計			663,693,572	311,779,000	351,914,572	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 351,914,572	円 332,343,809	円 -	円 -	円 -	円 -	円 19,570,763	関係者との調整に日時 を要したため
351,914,572	332,343,809	-	-	-	-	19,570,763	

**参 考**

**地方自治法施行令**（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 （第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条 （第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

**地方自治法**（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 （第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。